

# 広島市エリアマネジメント活動計画認定審査会設置要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、広島市エリアマネジメント活動計画認定要綱（以下「要綱」という。）第5条第2項の規定に基づき、広島市エリアマネジメント活動計画認定審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 審査会の委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 企画総務局地域活性化調整部長
  - (2) 企画総務局地域活性化調整部コミュニティ再生課長
  - (3) 都市整備局都市計画課長
  - (4) 都市整備局都市機能調整部都心空間づくり担当課長
  - (5) エリアマネジメント活動計画に記載された要綱第4条第3項第2号に規定する対象地域のまちづくりを所管する区の地域起こし推進課長
  - (6) エリアマネジメント活動計画に記載された要綱第4条第3項第7号に規定する公共施設等の使用等に係る制限等の緩和に関する制度を所管する所属の長及びこれに係る申請等を審査する所属の長
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、審査しようとするエリアマネジメント活動計画に関連する事務を所管する所属の長を、委員として加えることができる。

## (委員長及び副委員長)

第3条 審査会には委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は企画総務局地域活性化調整部長をもって充て、副委員長は企画総務局地域活性化調整部コミュニティ再生課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 審査会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員が代理人を任命した場合は、その代理人を委員とみなす。
- 4 委員長は、公正な審査を妨げるおそれがある立場にあると認められる委員があったときは、その委員を会議に召集しない。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、審査会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
- 6 審査会は、非公開とする。ただし、委員長が認めるときは公開とすることができる。

## (審査会の庶務)

第5条 審査会の庶務は、企画総務局地域活性化調整部コミュニティ再生課において処理する。

## (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成31年2月15日から施行する。